

## 【韓国】 社会保障基本法の全面改正

海外立法情報課・藤原 夏人

\* 2012年1月、社会保障制度の基本法である「社会保障基本法」が全面改正され、2013年1月27日から施行される。1995年の制定以来、初めての全面改正であり、社会の変化に合わせた今後の新しい社会保障制度のあり方が示されている。

### 1 全面改正の背景

社会保障制度の枠組みを規定する基本法となる「社会保障基本法」が制定されたのは、1995年であった。今日まで、部分的な法改正はあったものの、制度の枠組みを大幅に変更するようなものではなく、生活の最低保障に重点をおいた基本理念をはじめとして、多くの条項が制定当時のまま維持されてきた。しかし、その後、少子高齢化の進展、非正規雇用の拡大等、社会の状況は同法制定時から大きく変化してきており、生活の最低保障のみならず、人生の各段階において直面する様々な社会的リスクに対応する新しい社会保障制度が必要とされるようになった。また、社会保障制度に関する政策を実施している多くの省庁間で政策の調整が不十分で、重複や法の不備が発生するなど、政策の効率的な策定及び実施に問題があることが指摘されていた。

これらの問題に対応するため、2012年12月19日の大統領選挙で当選した朴槿恵(パク・クネ)氏が、国会議員在職中の2011年2月に代表発議した「社会保障基本法全部改正法律案」をはじめ、複数の関連法案が国会に発議された。関連法案は国会の審議過程で一本化され、同年12月29日に可決された。

### 2 改正法の概要

法は4章35か条から7章41か条に拡充された。概要は以下のとおりである。

#### ・基本理念(第2条)

旧法の基本理念は、国民の生活の最低保障に重点を置いていたが、改正法では、国民が様々な社会的リスクから解放され、幸福で人間らしい生活を享受するための自立支援、社会への参加及び自己実現に必要な環境を整備することに重点を置いている。

#### ・定義(第3条)

「社会保障」の定義において、「出産」及び「養育」を社会的リスクとして追加するとともに、従来の「社会福祉サービス」を「社会サービス」として再定義し、「社会サービス」に「福祉」、「保健医療」、「教育」、「雇用」、「住居」、「文化」及び「環境」を追加した。さらに、旧法には規定がなかった「生涯社会安全網」(人生の各段階において個人ごとに必要な所得・サービスを保障する社会保障制度)の定義を新設した。

#### ・国及び地方公共団体の責任並びに国民の責任(第5条及び第7条)

国及び地方公共団体が、すべての国民の人間らしい生活の維持及び増進に責任を有することが定められるとともに、国に対しては中長期的な社会保障財政の推計を隔年で

実施し公表することが義務付けられた。また、国民に対しても自立・自活できるよう努力すること、国の社会保障政策に協力すること等が義務付けられた。

・最低賃金の公表(第 10 条)

旧法においては、国が毎年最低生活費を公表することが定められていたが、改正法では、さらに最低賃金も関連法令の規定に従って毎年公表することが明文化された。

・基本計画及び実施計画並びに地域計画(第 16 条～第 19 条)

保健福祉部長官(以下「長官」)が「社会保障に関する基本計画」(以下「基本計画」)を 5 年ごとに策定することが定められ、基本計画が他の関連法令による計画に優先することが明文化された。中央行政機関の長は、基本計画に基づく実施計画を毎年策定し実施する。また、地方公共団体の長に対しても、基本計画と連係した地域計画の策定及び実施が義務付けられた。

・社会保障委員会(第 20 条～第 21 条)

旧法の規定により国務総理の所轄の下に置かれていた「社会保障審議委員会」の名称が「社会保障委員会」に変更され、社会保障政策の審議のみならず、調整も行う委員会として機能が強化された。中央行政機関の長及び地方公共団体の長は、社会保障制度を運用又は改善するに当たり、同委員会において審議・調整された事項を反映させなければならない。

・生涯社会安全網、社会サービス保障及び所得保障(第 22 条～第 24 条)

国及び地方公共団体に対し、生涯社会安全網の構築が義務付けられ、社会サービスと所得の双方を、バランスよく保障していく方向性が打ち出された。

・制度運用上の協議及び調整(第 26 条)

制度新設等に当たっては、中央行政機関の長及び地方公共団体の長に対し、長官と協議することが義務付けられた。協議不成立の場合は、社会保障委員会が調整する。

・社会保障統計(第 32 条)

国及び地方公共団体に対し、社会保障に関する統計の作成・管理が義務付けられた。作成した統計は、大統領令の規定に従い、長官に提出しなければならない。さらに長官は、提出を受けた統計を取りまとめ、社会保障委員会に提出しなければならない。

・社会保障情報システムの構築及び運用(第 37 条)

国及び地方公共団体に対し、社会保障制度を電子的に管理する努力義務が課された。

・個人情報等の保護(第 38 条)

社会保障基本法及び関連法の規定によらない個人情報等の保有、利用及び提供を禁じる条項が新設された。

参考文献(インターネット情報は 2012 年 12 月 17 日現在である。)

- ・「사회보장기본법 전부개정법률안(대안)」(社会保障基本法全部改正法律案(委員会代案))  
<[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_U1B1M1X2D2Z7N0X8U4F2P5A4S8S9H1](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_U1B1M1X2D2Z7N0X8U4F2P5A4S8S9H1)>
- ・「개정사회보장기본법에 관한 정책토론회」(改正社会保障基本法に関する政策討論会)  
<<http://www.kihasa.re.kr/html/jsp/kihasa/news/event/view.jsp?bid=20&ano=415>>